4　各締約国は、自国の認定された輸出者に関する次の情報を認定された輸出者に係るデータベースに速やかに含める。

(a)　認定された輸出者の法律上の氏名又は名称及び住所

(b)　認定された輸出者の認定番号

(c)　認定された輸出者の認定がなされた日付及び該当する場合には、その有効期限の満了の日付

(d)　認定された輸出者の認定の対象となる産品の一覧（少なくとも統一システムの類の水準）

(a)から(d)までに掲げる情報の変更又は認定の取消し若しくは停止は、認定された輸出者に係るデータベースに速やかに含められるものとする。

5　4の規定にかかわらず、締約国は、4に規定する情報を掲示した自国の安全なウェブサイトであって、全ての締約国がアクセス可能なものを開設した場合には、当該情報を認定された輸出者に係るデータベースに提供することを要求されない。

6　RCEP合同委員会は、認定された輸出者に係るデータベースの管理者を指定することができる。当該データベースについては、全ての締約国がオンラインでアクセス可能なものとする。

7　輸出締約国の権限のある当局は、認定の利用の監視（認定された輸出者による原産地申告の確認を含む。）を行うものとし、1に規定する条件が満たされない場合には、当該認定を取り消す。

8　認定された輸出者は、輸入締約国の税関当局が要請した場合には、いつでも、全ての適切な書類であって、関係する産品の原産品としての資格を証明するもの（当該輸入締約国の法令に基づく供給者又は生産者からの申告を含む。）及びこの章に定めるその他の要件を満たすことを証明するものを提出できるようにしておかなければならないものとする。

第三・二十二条　関税上の特恵待遇の要求

1　輸入締約国は、原産品に対し、この協定の規定に従い、原産地証明に基づき、関税上の特恵待遇を与える。

2　輸入締約国は、この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入者が関税上の特恵待遇を要求するために次のことを行うことを定める。

(a)　自己の税関申告において産品が原産品であることについて申告を行うこと。

(b)　(a)に規定する申告を行う際に有効な原産地証明を所持すること。

(c)　自国が要求する場合には、自国に対して原産地証明の原本又は認証された真正な写しを提出すること。

3　1及び2の規定にかかわらず、輸入締約国は、次のいずれかの場合の輸入については、原産地証明を要求することができない。ただし、当該輸入が、この協定に基づく関税上の特恵待遇の要求について規律する当該輸入締約国の法令に従うことを回避することを目的として行われ、又は計画される一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。

(a)　輸入品の課税価額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない場合

(b)　当該輸入締約国が輸入者に対して原産地証明を提出する義務を免除した産品の輸入の場合

4　輸入締約国の税関当局は、適当な場合には、輸入者に対し、この章に定める要件に従い、産品が原産品であることについての裏付けとなる証拠の提出を要求することができる。

5　輸入者は、輸入締約国の税関当局の要請があった場合には、第三・十五条（直接積送）に定める要件を満たしていることを示し、及びその証拠を提出するものとする。

6　提出のための期間が満了した後に輸入締約国の税関当局に対して原産地証明が提出される場合において、当該期間に提出されることができないことが不可抗力その他輸入者又は輸出者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該原産地証明は、当該輸入締約国の法令又は行政上の慣行に従って受理されることができる。

第三・二十三条　輸入後の関税上の特恵待遇の要求

1　各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、産品が自国に輸入された時に原産品とされたであろう場合には、当該産品の輸入者が、自国の法令に定める期間内かつ当該産品が輸入された日の後に、次の書類を自国の税関当局に提示することにより、関税上の特恵待遇が与えられなかった結果として超過して支払った関税又は担保の還付を申請することができることを定める。

(a)　原産地証明その他当該産品が原産品であることについての証拠

(b)　その他の税関当局が要求する輸入に関する書類であって、要求された関税上の特恵待遇を十分に立証するためのもの

2　1の規定にかかわらず、各締約国は、自国の法令に従い、輸入者が輸入の時に自国の税関当局に対して関税上の特恵待遇を要求する意思を通報することを要求することができる。

第三・二十四条　原産品であるかどうかについての確認（注）

注　この条の規定の適用上、締約国は、原産品であるかどうかについての確認を促進するため、第三・三十三条（連絡部局）の規定に従って指定する自国の連絡部局のうちいずれかのものを自国の輸出産品に係る当該確認のための単一の連絡部局として指定することができる。

1　輸入締約国の権限のある当局は、他の締約国から一の締約国に輸入される産品がこの章の規定に基づき原産品であるかどうかを決定するため、次の手段による確認手続を行うことができる。

(a)　輸入者に対し、追加の情報について書面により要請すること。

(b)　輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請すること。

(c)　輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請すること。

(d)　産品に係る設備及び生産工程を視察し、並びに原産性に関する記録（会計の資料を含む。）を検査するため、輸出締約国の輸出者又は生産者の施設に確認のための訪問を行うこと。(注)

(e)　関係する締約国が合意するその他の手続をとること。

注　この(d)の規定に基づく確認のための訪問については、(c)の規定による確認手続が実施された後にのみ実施する。

2　輸入締約国は、次のことを行う。

(a)　1(b)の規定の実施に当たっては、産品の輸出者又は生産者及び輸出締約国の権限のある当局に対し、原産地証明の写し及び要請の理由を付した書面による要請を送付すること。

(b)　1(c)の規定の実施に当たっては、輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、原産地証明の写し及び要請の理由を付した書面による要請を送付すること。

(c)　1(d)の規定の実施に当たっては、その施設が訪問を受ける輸出者又は生産者及び輸出締約国の権限のある当局の書面による同意を要請すること並びに当該訪問の実施を予定する日付及び場所並びにその具体的な目的を明記すること。

3　輸出者又は生産者の施設への確認のための訪問は、輸入締約国の要請に基づき、輸出締約国の同意及び支援を得て、当該輸入締約国と当該輸出締約国との間で合意された手続に従って、実施されることができる。

4　輸入締約国は、1(a)から(d)までの規定に基づく確認を行うに当たり、次のことを行う。

(a)　輸入者、輸出者、生産者又は輸出締約国の発給機関若しくは権限のある当局に対し、1(a)から(c)までに基づく情報についての書面による要請の受領の日から三十日以上九十日以下の回答するための期間を与えること。

(b)　輸出者、生産者又は権限のある当局に対し、1(d)に基づく確認のための訪問についての書面による要請の受領の日から三十日以内に当該要請に同意し、又は当該要請を拒否することを認めること。

(c)　確認の後、決定を行うために必要な情報の受領の日から九十日以内及び百八十日以内に決定を行うよう努めること。

5　1の規定の実施に当たっては、輸入締約国は、確認の要請を受領した産品の輸入者、輸出者若しくは生産者又は輸出締約国の発給機関若しくは権限のある当局に対し、当該確認の結果をその理由を付して書面により通知する。

6　輸入締約国の税関当局は、確認の結果が出るまでの間、関税上の特恵待遇の適用を停止することができる。輸入締約国は、産品の引取りを許可するものとするが、自国の法令に従って保証金の供託を当該引取りの条件とすることを要求することができる。